

(PDF版・1の6) 『教会教義学 神論Ⅰ／1 神の認識』 「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」 「一 神の前での人間」

(文責・豊田忠義)

「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」 「一 神の前での人間」 (1-54頁)

「一 神の前での人間」

ルターは、「神認識」について、次のように「聖書的な線」を「単純に」「最大限に」「繰り返し」「強調した」——われわれが「神について語り・聞く時に」、われわれは、「神の裸ノ本質あるいは本性〔このことをバルトの言い方に直せば、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「神の存在を問う問い」という「第一の問題」に包括された「神の本質を問う問い」という「第二の問題」〕とかかわるのではなく、神の業の衣〔<しるし>〕、殻、特定ノ外形、仮面〔このことをバルトの言い方に直せば、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「神の本質を問う問い」という「第二の問題」を包括した「神の存在を問う問い」という「第一の問題」〕とかかわらなければならない——このことは、「すべての神認識の原則である」、と。言い換えれば、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「対象的な神認識」が、「すべての神認識の原則である」。イエス・キリストにおける神の自己啓示は、自己自身である神としての（ご自身の中での神としての）自己還帰する対自的であって対他的な（完全に自由な）聖性・秘義性・隠蔽性において存在している（それ故に、人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、われわれは、神の不把握性の下にある）「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「父なる名の<内>三位一体的特殊性」・「神の<内>三位一体的父の名」・「三位相互内在性」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」（それ故に、「三神」、「三つの対象」、「三つの神的我」ではない）の、われわれのための神としての「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での「三度別様」な「三つの存在の仕方」（性質・働き・業・行為・行動・活動）、すなわち起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造主、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉・和解主、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済主なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体におけるその第二の存在の仕方、すなわち「啓示ないし和解の実在」そのものであり、起源的な第一の形態の神の言葉そのものであり、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間、「真に罪なき、従順なお方」、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「ただイエス・キリストの<名>〔「すべてのしるしの<最初の、起源的な、支配的なしるし>〕」だけ」において、その内在本質である「三位相

互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性の認識と信仰を要求する啓示である。したがって、先ず以て、第二の問題である神の本質の問題（神の本質を問う問題）を包括した第一の問題である神の存在の問題（神の存在を問う問い）が問われなければならない。このような訳で、「ここで、すべての『非対象的な』神認識に対して戸が<閉じ>られる」、「『非対象的な』神認識はそれとして神認識ではない〔すなわち、『非対象的な』神認識はそれとして、キリストにあっての神としての神の認識、信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事ではない〕」。したがって、われわれは、「直接的な、非対象的な神認識の方を選び取るうとしてはならない」。何故ならば、「そのようなことをするならば、われわれは、ただ単に〔キリストにあっての神としての〕神を失うだけでなく、敵として持つという危険を冒すことになる」からである。「これらの主張」が、「自己自身である神」としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の<しるし>」）としての「啓示との<間接的同一性>〔区別を包括した同一性〕」において現存している第二の形態の神の言葉である「聖書そのものの中で、聖書が、信仰として言い表し・宣べ伝えていることに関して、同じように強く強調されているということは、何の疑いの余地もないことである」。したがって、「預言者的な……見ることと聞くこと」を、「またそのほかの……どのような手段もしるしも問題となつて来ない〔またそのほかの……どのような手段もしるしも必要としない〕……見ることと聞くこと」を、「あるいは繰り返し出て来る単純な『神はかく言い給う』」を、次のことの証明として引き合いに出そうとする時には、「すなわち「衣を着ていない、主要な対象性〔「神の業としるしの外皮」〕……なしの神の啓示……神の認識が存在する」ということの証明として引き合いに出そうとする時には」、先ず以てその区別を包括した単一性における、「第一の問題」である「神の存在を問う問い」（「神の存在の問題」）において、換言すれば「自己自身である神」としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動）、起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——すなわち啓示者・言葉の語り手・創造主、子としてのイエス・キリスト自身——すなわち啓示・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解主、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとし

での聖霊なる神——すなわち「啓示されてあること」・客観的に存在している「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済主なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体において、その「第一の問題」に包括された「第二の問題」である「神の本質を問う問い」（「神の本質の問題」）の認識と信仰を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「そのことは一つの錯覚である……」。

そのような「錯覚に対して、一つには出エジプト三三・一一―二三が対立している」。「その出エジプト三三・一一―二三を、人は、〔前段で述べた〕ルター的な神認識の原則の確認以外のこととして理解することはできない……」。「神は、〔先行して〕『すべての神の栄光』をモーセの前に通り行かせ給う。また〔後続して〕モーセは主の名を聞くようになる。『わたしは恵もうとする者を恵み、あわれもうとする者をあわれむ』。まさに神が〔先行して〕＜通り過ぎ給う中で＞、モーセは〔後続して〕神の＜名＞を聞くようになる」。「あなたはわたしの顔を見ることはできない。わたしを見て、なお生きている人はないからである」ことからして、すなわち「神が、モーセと民に、事実、先立ち行き給う時に〔先行し給う時に〕、神は、〔モーセが死なないで生きるために〕モーセを岩の裂け目に入れ、モーセが、神を、ただ後ろから〔後続して〕見ることができ、そのように、……神の栄光を、ただ後ろから〔後続して〕見ることができ、見るべきである」ことからして、モーセが神を直接見て死なないために、神自らが「み手をもって彼を覆い給う」——「＜このように＞、神は、モーセと、『人がその友と語るように、〔間接的な仕方ですべて〕顔を合わせて』語り給う」。この時、「モーセは、〔徹頭徹尾「三位相互内在性」における神の対象性とは同一ではないが、〕最高の対象性〔その神の存在の仕方における業と行為、しるし〕の中で神を〔間接的に、対象的に〕認識〔信仰〕する」。「それらすべては、〔先行する〕神が通り過ぎ、〔先行して〕先立ち行かれる中で、「モーセは〔直接的に〕神の顔を見ることができず」、ただ〔後続して〕神を後ろから〔間接的に〕見ることができるだけである」ところの、先行する「神の業と行為の中で……起こる〔すなわち、父なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて起こる〕」。この時、「神は、モーセに対して、二重のあわれみを示し給う」。すなわち、「神が、モーセを、ただ単に約束に従って事実引き受け給うたということの中だけでなく」、また「神が〔被造物としての彼に適した仕方ですべて〕語り給うということの中だけでなく、すなわち……その〔存在の仕方における〕み業としるしを通して彼と語り給うということの中だけでなく、あわれみを示し給う」。このような訳で、聖書的啓示証言によれば、そのような「間接的な神認識とは別な神認識はあり得ない」のである。したがって、バルトは、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける「原理」・「規準」・「法廷」・「審判者」・「支配者」・「標準」とすることを通した（それを媒介・反復することを通した）その「間接性こそが、主ご自

身を通して設けられ、主の甦えりを通して力を奮うのである」から、そのような第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復するところの、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身と第三の形態の神の言葉である教会（そのすべての成員）との媒介的・反復的な関係性（「間接的な関係性」）のことを、「まことの直接性」、「まことの関係性」と述べた。

因みに、「神の栄光」について、バルトは、次のように述べている——「神は、（ドイツ語はここで、ほかの国語が持っていない表現能力を持っているのであるが）ただ単に主であり給うだけでなく、そのような方として栄光に満ちてい給い、他方すべての栄光は主なる神の栄光であるという認識〔「栄光」と「主」との全体性において「イエス・キリストは栄光の主」であるという認識〕を遂行しなければならない。「われわれは、ここで、まさにこの概念でもってはじめなければならない……」。「I コリント二・八、ヤコブ二・一によれば、イエス・キリスト」は、「<栄光>〔聖、全能、永遠、力、善、あわれみ、義、遍在、知恵等〕の<主>であり給う」——「そのような方として、認識され承認されている」、すなわち聖書的啓示証言からすれば、「主と栄光とを切り離して認識〔し信仰〕する切り離しは存在しない」。

そのような訳で、「預言者的な『<神はこのように語り給う>』に関しては、……次のことを……念頭に置くとしても置き過ぎることはない……」。すなわち、「旧約聖書の預言全体は、まさに<イスラエルの身に起こったし、起こりつつある>、その総内容としてのエジプトからの脱出と共に始まる<神の〔その存在の仕方における〕み業>、イスラエルの歴史の中での〔先行する〕神の行動を〔後続して〕引き続いて<説明する>という形での神の宣教以外の何ものでもあろうと欲しないし、何ものでもないということ」を念頭に置くとしても置き過ぎることはない。「まさに〔その第二の存在の仕方である〕（イエス・キリストにおける神の自己）啓示の中でこそ、まさにイエス・キリストの中でこそ、隠れた神は、ご自身を把握できるものとし給うた」。すなわち、そのことは、「決して直接的にではなく、<間接的に>である」、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>における「啓示と信仰の出来事」に基づいて終末論的限界の下で与えられる「信仰に対してである〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主体に実現された神の恵みの出来事に対してである〕」、「その本質の中においてではなく、<しるし>〔その外皮、衣、業と行為〕の中においてである」。このように「とにかくご自分を把握できるものとし給うた」。その内在本質が肉となったのではなく、その「外に向かって」の外在的な第二の存在の仕方〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身〕における「<言葉が肉となった>」——「これが、すべてのしるしの<最初の、起源的な、支配的なしるし>である」。言い換えれば、人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化され

たに過ぎない人間的自然（観念的生産物）としての「存在者」、その人間の意味世界・物語世界・神話世界では決してなく、**徹頭徹尾神の側の真実**としてある、イエス・キリストにおける神の自己啓示としての、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における**第二の存在の仕方における言葉の受肉としての<「存在者」>である**。そして、「その<最初の、起源的な、支配的なしるし>に基づいて」、「その<しるしのしるし>として」、「そのほかにも神の永遠の言葉の被造物的なしるしが存在する」。先ず以て「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての「**第二の形態の神の言葉である聖書**」が——すなわち、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるまことの神にしてまことの人間イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された「**預言者および使徒たちのイエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教**」が、その最初の直接的な第一の「しるしのしるし」（「啓示の<しるし>」）として客観的・可視的に存在している、また「**教会に宣教を義務づけている**」聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした「**第三の形態の神の言葉である教会**」が——すなわち、聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした**教会の<客観的な>信仰告白および教義 Credo**が、「しるしのしるしのしるし」（「啓示の<しるし>」の<しるし>）として客観的・可視的に存在している。「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「**イエス・キリストの<名>**」に基づいて造られたこれらの<しるし>、「**イエス・キリストと地上における可視的なみ国**」——「これこそ、神ご自身によって造り出された……神を直観と概念を用いて〔間接的に、対象的に〕把握し、したがってまた神について〔聞き、認識し、〕語ることができる」**「偉大な可能性」**である。「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉は、「直接的な、絶対的な、内容的な権威と共に直接的な、絶対的な、内容的な自由を持つ」ところの、「**教会の宣教における先ず第一義的に優位に立つ原理**」・「**規準**」・「**法廷**」・「**審判者**」・「**支配者**」・「**標準**」である。また、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての**第二の形態の神の言葉**は、イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された**預言者および使徒たちの最初の直接的な第一の「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教**」（「啓

示のしるし)、聖書のことであり、イエス・キリストと共に、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」——すなわち「権威」と「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」——すなわち「自由」によって賦与され装備された「権威と自由を持つところの聖書」のことであり、「教会に宣教を義務づけている」第二の形態の神の言葉として、第三の形態の神の言葉であるイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ」教会(そのすべての成員)の宣教およびその一つの補助的機能としての教会教義学の思惟と語りにおける「原理」・「規準」・「法廷」・「審判者」・「支配者」・「標準」・「基準」である。そしてまた、その聖書を自らの思惟と語りにける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした教会の<客観的な>信仰告白および教義としての第三の形態の神の言葉であるイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性における「権威と自由」は、あくまでも「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」——すなわち「権威」と「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」——すなわち「自由」とによって賦与され装備された「権威と自由を持っている聖書の権威と自由に基礎づけられている」ところの、あくまでも「間接的・相対的・形式的な権威〔人間的な教育的権威〕と自由〔「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」を目指す自由〕として、徹頭徹尾、限界づけられている」。何故ならば、第二の形態の神の言葉である「預言者および使徒たちと〔「三位相互内在性」における「失われない単一性」を内在的本質とする、その「外に向かって」の外在的な第二の存在の仕方である〕イエス・キリストとの出会いの直接性における直接的、絶対的、内容的な権威と自由」——すなわち「イエスの弟子たちがキリストの後に〔後続して〕従う随従」は、「直接的な唯一回特別なそれであるから、繰り返され得ないものである」からである。

そのような訳で、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、すなわち啓示・語り手の言葉(起源的な第一の形態の神の言葉)・和解主としての子としてのイエス・キリスト自身によって啓示されたところの、起源的な第一の存在の仕方、すなわち啓示者・言葉の語り手・創造主としてのイエス・キリストの父なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事——「この行動し給う神、……その行動そのものの中の神」、「その方を、預言者たちは、ただ〔後続して〕後ろを見、ただ〔後続して〕後ろから〔すなわち、先行する神にただ後続してだけ〕、その副次的な対象性〔徹頭徹尾「三位相互内在性」における神の対象性とは同一ではないが、その神の存在の仕方における業と行為〕の中で知っているところの神が、預言者たちに語りかけ給う。〔先行する〕この方の言葉を、預言者たちは〔後続して〕鸚鵡返しに語るのであり、この方の<名>を預言者たちは宣べ伝えるのである。「それ

らすべてのことは、直接的な向かい合いの中でではなく、ただ間接的な向かい合いの中でだけ起こるのである」。預言者たちは、その「間接的な向かい合いの中で」、「神が〔先行して〕ご自身を認識すべく与え」、その先行する神に後続して「実際に神を〔間接的に、対象的に〕認識〔信仰〕する」「預言者たちが」、「副次的な対象性として」、イスラエルの「目の前に置かれる」「神の預言者として」、「そのようなものとして、自ら神の特別な証人、神的な業の担い手として」、「この向かい合いの声を……聞くのである」。したがって、イスラエルは、その最初の直接的な第一の「啓示の〈しるし〉」としての預言者たちが認識（信仰）した神を媒介・反復することによって、預言者たちが証した神についての証言を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、神を認識（信仰）することができるのである。

そのような訳で、「言うまでもなく、**新約聖書の使信**」は、「ここでも……恵みによって起こる神が〔先行して〕通り過ぎ給うということに基づいて」、「エジプトからの脱出と共に、いやアブラハムの召命と共に、いや既にノアの契約と共に始まった歴史的な出来事、しかし今やその具体的な目標と全体性が明らかとなるあの同じ歴史的な出来事を継続的に説明して行くという形で、神の〈名〉を宣べ伝えること以外の何ものでもない」。「メシヤ、約束されたアブラハムの子、ダビデの子、ヤハウェの僕、預言者、祭司、王が現れた」、「ただ単に神によって遣わされたというだけでなく」、「ご自身、〔「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「三位相互内在性」における〕神の子でありつつ現われた」、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、われわれのための神としてその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの〈名〉」、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にして〈まことの人間〉として、「ご自身、神の子でありつつ現われた」。このような訳で、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているところの起源的な第一の形態の神の「言葉」は、自己自身である神としての「神の懐にだけ住み給う〔すなわち、「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「三位相互内在性」においてだけ住み給う〕み子としてのその永遠の対象性の中で現われるのではない」。そうではなくて、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方において「言葉は肉となった」。その内在本質である神性の受肉ではなくて、その「外に向かつて」の外在的な第二の存在の仕方における言葉の受肉として「肉となった」。キリストにあっての神としての「神は、副次的な対象性の総内容の

中で、すなわちすべてのしるしのしるしの中で、〔その存在の仕方における〕神の業…
…の中で、神がご自身のものとして取り上げ、それへにご自分を低くされ、またご自
分を通して高められる人間性の中で、ご自分を認識すべく与え給う。また自ら〔対象
的に〕認識され給う。『われわれはその栄光を見た』ということは、今や……このひ
とりの方を、同時に神の子の人間性であったその人間性の中で〔すなわち、「神が神
であるということがいまだに決定的となっていないような人は、今神の人間性につい
て真実な言葉としてさらに何か言われようとも、決してそれを理解しないであろう」
から、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異
を固守するという＜方式＞の下で、「神の神性において、また神の神性と共に、ただ
ちにまた神の人間性もわれわれに出会う」（『神の人間性』）中で、その甦りへと通
じる道となった死への道の中で〔復活に包括された死の中で〕見たということの意味
している。このような訳で、「ここでもまた、まさしくもって、使徒たちが新約聖書
の証人として自分を見出しているのは、神に対する＜間接的な＞向かい合いである」。
すなわち、使徒たちも、「ベツレヘムの飼葉おけ」（その「失われない単一性」・神性・
永遠性を内在的本質とする「三位相互内在性」における神の子に包括されたその人間
性）、「ゴルゴダの十字架」（キリストの神性による復活に包括されたその人間性の死）
という「神の外皮、しるし、業〔その「外に向かって」の外在的な神の存在の仕方〕
の前に立っている」。その「神の外皮、衣、しるし、業」の中で、「神が彼らに認識す
るよう自分を与え給い」、「彼らが神を認識するところのことが出来事となって起こ
る」。「彼らがそのことを甦りの光の中で見、そのことを四〇日〔使徒行伝一・三〕の
間に、それが現にあるところのものとして、換言すれば神ご自身の現臨と行動として
見たということ」は、「彼らがああ四〇日においても、＜そのことを＞、……疑いもなく
副次的な対象を見たということ」、「またそのもの自体の中で、そのものを通して証
されて、主要な対象性を、それ故に神ご自身を認識することについて、何ら事情を変
えるものではない」。

因みに、「ご自分を低くされること」、「身をかがめること」、「身を屈すとか身分を
落として卑下するという形で遂行される身を向けること」、「より高い者が、より低い
者に向かって身を向けること」は、「ギリシャ語の恵みの意味の中に、またラテン語の
恵みの意味の中に、……ドイツ語の恵みの意味の中に含まれている」。この「身を向け
ることの中に」、「特に（その中でこの言葉が現れている）旧約聖書的な脈絡がそのこ
とを明らかにしているように」、「神がよき業として人間に対してなし給うすべてのこ
と、神のまこと、神の忠実さ、神の義、神のあわれみ、神の契約（ダニエル九・四）、
あるいはあの使徒の挨拶の言葉によれば、神の平和が含まれている」。「それらすべて
は、まず第一に、基本的に、神の恵みである」。恵み（「神的な賜物……の総内容」—
—すなわち「啓示者である父に関わる創造、啓示そのものである子に関わる和解、啓
示されてあるものである聖霊に関わる救済」、父、子、聖霊なる神の存在としての全き

自由の神の全き自由の愛の行為の出来事全体)は、「確かにきわめて『超自然的な賜物』でもあるが」、それを「与える方自身が」、すなわち「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「三位相互内在性」における自己自身である神としての「神ご自身が、〔神の側の真実として〕自分自身を賜物とすることによって、自分自身、徹頭徹尾「三位相互内在性」における神の対象性とは同一ではないが、その神の存在の仕方における業と行為〔われわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的なその「失われない差異性」における第二の存在の仕方であるイエス・キリストにおいて、神とは全く異なる〕他者との交わりの中に赴き」、それ故に「自分自身を他者に相対して愛する者として示し給う限り」、われわれのための神が先行して「ご自身と……被造物の間に直接交わりを造り出し、保ってゆくこと」であるから、「そのような賜物なのである」。「神が恵みを与え給うことの原型は、神の言葉の受肉〔その内在的本質である神性の受肉ではなくて、その「外に向かつて」の外在的な第二の存在の仕方における言葉の受肉〕、神と人間がイエス・キリストにあって一つであることである」。ここでの常に先行する神の「恵みの秘義と本質」は、「二つのものが、(徹頭徹尾第一のものの意志と力を通して)直接一つのものとなり、神と人間の間のあの直接的な『平和』、パウロが『恵み』という言葉と関連させて、……その内容的な定義として、……しばしば名指すのを常としている『平和』が樹立されるという」点にある。ご自身の中での神(自己自身である神)としての「恵み深い神」と、われわれのための神としての「恵み深くあり給う」神との間には、「中間的な領域としての恵みについてのグノーシス主義的に受け取られた考え方が介在することは許されない」。「ここでは〔神の側の真実として〕すべてのことは直接性に」、それ故に「神の存在と行為が実際に神の本質のナ独自ノ性質として、換言すれば神ご自身として、すなわち神ご自身〔自己自身である神ご自身〕であり、自分自身を確証〔自己認識、自己理解、自己規定〕することによって、〔われわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方において〕恵み深くあり給う方として、理解されるということによってもってかかっている」。したがって、「旧約聖書と新約聖書の中で、……力を込めて神を指し示しつつ、『わたしの』、『あなたの』、あるいは『彼の』恵みについて語られているのである」。したがってまた、「聖書的な人間は、ただ単に『あなたの恵みにしたがって、わたしをお救いください』(詩篇一〇九・二六)、『あなたの恵みにしたがって、わたしを覚えてください』(詩篇一〇六・四)、『あなたの恵みにしたがって、わたしを生かしてください』(詩篇一一九・八八)、『あなたの恵みを聞かせてください』(詩篇一四三・八)等々について語られているだけでなく、ほとんどのところで直接、単純に、『わたしに対し恵み深くくあってください』とされている。「それに対して、わたしの知る限り、わたしに恵みをく与えてください」という言い方はどこにも出てこない」。このような訳で、「使徒たちがその教会に対して臨んでいるすべてのことは、よく知られている挨拶の言葉でもつ

て総括することができる」——すなわち、「恵みがあなたがたにあるように」。したがって、「神の言葉は、使徒行伝一四・三、二〇・三二によれば、単純に『恵みの言葉』と呼ぶことができる」。「パウロにおいては、恵み、彼自身の回心、彼の使徒職とその行使、それと共に福音の宣教は、一つのまとまった全体を形作っている」——「神の恵みによって、わたしは今日あるを得ているのである。そして、わたしに賜った神の恵みは無駄にならず、むしろ、わたしは彼らの中の誰よりも多く働いてきた。しかしそれは、私自身ではなく、わたしと共にあった神の恵みである（Iコリント一五・一〇）。なお、ローマー・五を参照せよ」、「まさに恵みこそが、包括的に、神が現にあるところの方として、[われわれのための神として] われわれに身を向け給う際の向け方を特徴的に言い表している」。

また、「新約聖書の証人たちは、その「キリスト復活の四〇日をおぼえる想起において、キリストの死とキリストの生涯〔復活に包括されたそれ〕を想起する時、光を得たのである」、「彼らは甦えりの証人である。そして彼らは、既に来た方、イエス・キリストは、またこれから来たり給う方であることを語るのである〔すなわち、復活されたキリストの再臨、終末、「完成」を語るのである〕」。「聖書においては、『失われた』時間・否定された時間・否定的判決の時間であり、実在の時間であるイエス・キリストにおける啓示の時間から『攻撃』された時間であるわれわれの時間の中で」、「実在の成就された時間」、「キリスト復活の四〇日」、「キリスト復活四〇日の福音」は、区別を包括した単一性において、「まことの過去」と「まことの未来」を包括した「まことの現在」である。「福音書の中ではすべてのことが受難の歴史に向かって進んでおり、しかもまた同様にすべてのことは受難の歴史を超えて甦り・復活の歴史に向かって進んでいる」。すなわち、「旧約〔「神の裁きの啓示」・律法〕から新約〔「神の恵みの啓示」・福音〕へのキリストの十字架でもって終わる古い世〔・時間〕は、復活へと向かっている」。この「キリスト復活の四〇日」、「実在の成就された時間」は、「新しい世〔・時間〕のはじまりである」。したがって、われわれは、「われわれ人間の失われた非本来的な古い時間〔・世〕」が、「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉における神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて、「本来的な実在としてのイエス・キリストの新しい時間〔・世、すなわち実在の成就された時間であるキリスト復活の四〇日〕における神の勝利の行為〔子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事〕によって克服されてそこにある」ことを認識（信仰）することができる。したがってまた、その「勝利の行為」は、「敗北者もまた依然としてそこにいるところの勝利の行為」であることを認識（信仰）することができる。「われわれは創造主なる神に生命を負っているように、和解主なる神に永遠の生命を負っている」。自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、われわれのた

めの神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動）、起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造主、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解主、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——啓示されてあること・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済主なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体において、「**創造は、契約の外的根拠**として、イエス・キリストが始原であり中心であり終極である**恵みの契約の歴史のための場所設定**である」、「また、**恵みの契約の歴史は、創造の内的根拠**として、創造の目標であるその契約の歴史の始原であり、中心であり、終極である**イエス・キリストご自身**である」。その「創造された世界における神の愛とわれわれの世界におけるイエス・キリストの事実の中における神の愛との間には差異がある」。すなわち、後者の神の愛は、「まさしく神に対し罪を犯し、負い目を負うことになった人間の失われた世界に対する神の愛である」。このような訳で、「和解ないし啓示は、創造の継続や創造の完成ではない」。この意味は、「和解ないし啓示」は、神のその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方における「新しい神の業である」ということである。それは、「神的な愛の力、和解の力である」。イエス・キリストは、「和解主として、創造主のあとに続いて、その第二の存在の仕方において神的行為〔「啓示ないし和解」の神的行為〕を遂行した」のである。この神の存在の仕方の差異性における「創造と和解の順序に、キリスト論的に、父〔啓示者・言葉の語り手〕と子〔啓示・語り手の言葉〕の順序……が対応しており、和解主としてのイエス・キリストは、創造主としての父に先行することはできない」。しかし、父と子は、共に自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質としているから、その「従属的な関係」は、その内在的本質における差異性を意味しているのではなくて、あくまでもその存在の仕方における差異性を意味しているのである。

自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）であるまことの神にしてまことの人間「**仲保者イエス・キリストの神人性こそ、新約聖書の中で宣べ伝えられている啓示と和解の遂行である**ということは〔すなわち、「赦す神は、たとえその人がまことの人間であっても人間に内在することは決してない」のであるから、まさに「啓示と和解を生じさせる」キリストの内在的本質である神性と、まさに「神の外皮、衣、しるし、業」としてのキリストのその外在的な第二

の存在の仕方における<人性>による啓示と和解の遂行であるということは〕、**新約聖書の信仰の認識が間接的な、まさにそのようにしてこそ現実の神認識であるということと同じ意味である**——「（中略）確かに受肉は中心的にして重要なものではあるが……新約聖書の本来的内容であるというふうには言うてはならないのである。

（中略）それはおよそすべての他の宗教世界の神話や思弁の中にも見出されるものである。（中略）人は、**聖書が語っている受肉を、ただ**〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の<しるし>」としての第二の形態の神の言葉である）〕**聖書からのみ、換言すれば**〔「最初の、起源的な、支配的なしるし」、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての〕**イエス・キリストの<名>からのみ……理解することができる。……**〔例えば、農耕を経済的基盤とした人類史におけるアジア的段階の日本において、非農耕民は、天皇を含めて神人と呼ばれていたから〕**神人性それ自体もまた新約聖書の内容ではない。新約聖書の内容とは、ただイエス・キリストの<名>だけであり、そのイエス・キリストの<名>がたしかにまた、そしてとりわけ、彼の神人性の真理をその名に含んでいるのである。ただまったくこの<名>だけが、啓示の客観的現実を言いあらわしている**」。

そのような訳で、「まさに……神の業〔、外皮、衣、しるし〕からして神を認識することとしての、その旧約聖書および新約聖書の中で証しされている信仰認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主体に実現された神の恵みの出来事〕こそが、**今や**〔「最初の、起源的な、支配的なしるし>」、すなわち「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である〕**イエス・キリストの**〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の<しるし>」）としての第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とする第三の形態の神の言葉である〕**教会の使信の認識内容である**」。第三の形態の神の言葉である「**教会の使信が、その教会の主についての使信であり**」、それ故に「**神であり人であり給う仲保者についての使信であることによって**」、「それは、……その対象が、神ご自身の衣つけていない純粋な対象性であるようなすべての使信に対して、はっきりと対立している〔それは、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>における、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉（「最初の、起源的な、支配的なしるし>」）であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、すな

わち聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の＜しるし＞」）としての聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ねも求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」（純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請）という連関と循環を目指さないようなすべての使信に対して、はっきりと対立している」。第三の形態の神の言葉である「**教会の使信**」は、「実際に神ご自身を、その間接性の中で〔「神の外皮、衣、しるし、業」の中で〕、その衣をつけた対象性の中で宣べ伝えるということ」の中で、「それであるから……間接的な神認識の領域の中でこそ、神ご自身が、それ故にすべてが尋ね求められ・見出されなければならず」、そしてそのことこそ「神ご自身によって選ばれ定められた神認識であり、〔それ故に〕そのような神認識でもって満足することは、……まさにただ信仰の中で現実に神の前に立っている人間の謙虚さと大胆さを意味しているが故に」、「それを堅くとして離さないでいることによって、神をその業のしるしの中で、その衣をつけた対象性の中で宣べ伝えるということ」の中で、「**信仰の使信であり、信仰の招きであり、呼び出しである**」。このような訳で、キリストにあっての神としての「神についての教会の使信は、必然的に規定され・制限された境界をめぐらされた使信」として、「それは、思惟を、極めて明確な、特定の肯定し、否定し、このものを含み入れ、あのものを排除する概念の形成」へと向かわせる。キリストにあっての神としての「**神についての教会の使信**」は、「イエス・キリスト、イスラエルのメシヤ、その時と場所においてまことの人間となり給うたまことの神についての福音を含んでいる。それは、神についての何らかの理念を説明するのではなく、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）における「**その行為の中で啓示された神の＜名＞**を〔間接的な対象的な神認識において〕説明する。それは、そのその内容に対応しつつ、……その形式においても、それ自身対象的である」。「そのほかの対象領域の間において」、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」（聖書）を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたキリストにあっての神としての神についての「**教会の使信**は、恥じずに、〔それ故に〕むしろそれを多くのそのほかの書物の中での書物として誇っている預言者と使徒の証言に基づ

いて」、客観的に可視的に、第三の形態の神の言葉である教会の宣教が、「見え得る教会、聞え得る説教、執行し得る聖礼典」が現存している。したがって、「もしも人が、〔徹頭徹尾、「三位相互内在性」における神の対象性とは同一ではないが〕、その神がその「外に向かつて」の外在的なその存在の仕方において設定された〕副次的な対象性の領域を否定し、取り除くならば」、「人は、イエス・キリストの教会を、事実、その根底において除去し、破壊しなければならず、信仰そのものを無にしてしまわなければならないであろう」。何故ならば、「信仰は、その領域の中で生きる」からであり、「そうでないとしたら、それは、信仰ではないであろう」からであり、「まさにそのことが、また信仰の神認識についても言える」からである。

因みに、「そのほかの書物の中での書物」について言えば、別に神学者であり牧師であったバルトだけが聖書の啓示証言に基づいてそう述べているだけでなく、人間学的領域における〈言葉の専門家〉もそのことについて述べている——「……〈奇蹟〉（中略）たとえば、お前は癒された、立てといったら癩患者が立ち上がった……。これは自分流の言葉〔文芸批評あるいは思想の言葉〕でいえば、比喩なんです。比喩の言葉というのは、あるばあいにはストレートな真実の言葉よりもっと真実を語るということがありうるわけで、これを実在論に還元してしまうと、田川健三はそうだとおもいますが、こんなのでたらめじゃないか、こういういいかげんなことを書いてる本だという以外にないわけです。しかし言葉としての聖書というのは、信仰の書として読んでも、文学書として読んでも、あるいは思想の書として読んでも、どんな読み方をしようと人間をのめり込ませる力があるとすれば、これは叡知じゃないとこういうことは言えないという言葉が、そのなかに散らばっているからです。たとえばイエスが、『鶏が二度なく前に三度私を否むだろう』と言うと、ペテロはそのとおりになっちゃったみたいなエピソードをとっても、人間の〈悪〉というのが徹底的にわかっていないとだめだし、心というのがわかっていないとだめだし、同時にこれはすごい言葉なんだというのがなければ、やっぱり感ずるといえることはないとおもうんです（吉本隆明『〈非知〉へ——〈信〉の構造 対話編』「吉本×末次 滝沢克己をめぐって」）、「聖書を読んでみたくなって来た。こんな、たまらなく、いらいらしている時には、聖書に限りようである。他の本が、みな無味乾燥でひとつも頭にはいつて来ない時でも、聖書の言葉だけは、胸にひびく。本当に、たいしたものだ」（太宰治『正義と微笑』）。また、吉本が、「これを実在論に還元してしまうと、田川健三はそうだとおもいますが、こんなのでたらめじゃないか、こういういいかげんなことを書いてる本だという以外にないわけです」について言えば、別に神学者であり牧師であったバルトだけが、近代以降の宗教的形態は絶対主義としての科学〈主義〉であるが、絶対主義としての歴史〈主義〉は、聖書の啓示証言に関しても、「人間精神が生み出したものを問題」とし、それ故に「聖書の中でも」、「啓示を問おうとしない

で、人間精神の自己理解を第一義として、神話〔人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的な自然（観念的生産物）としての存在者、その人間の意味世界・物語世界・神話世界、「存在者レベルでの神」〕を問うことをする」と批判しているだけではなく、人間学的領域における吉本隆明も、客観的な正当性と妥当性をもって、「神話にはいろいろな解釈の仕方があります。比較神話学のように、他の周辺地域の神話との共通点や相違点をくらべていく考え方もありますし、神話なるものはすべて古代における祭式祭儀というものの物語化であるという考え方もあります。また神話のこの部分は歴史的＜事実＞であり、この部分はでっち上げであるというより分け方というやり方もあります。そのどの方法をとっている場合でも、この説がいいということは、いまのところ残念ながら断定できません。プロ野球で三割の打率があれば相当の打者だということになるのと同じように、神話乃至古代史の研究において、打率三割ならばまったく優秀な研究者であるとわたしはおもっています。じぶんでそれ以上の打率があるとおもっているやつはバカだとかんがえたほうが良いとおもいます（『敗北の構造』「南島論」）、と批判している。また、「絶対的規準としての先行的理解と解釈学的原理という新約聖書の積義に役立つ新しい＜哲学的な＞鍵」（人間学的な鍵）を前期ハイデッガーの哲学に見出したブルトマン神学、換言すれば「人間学の後追い知識」としてのブルトマン神学、その学派に対して、人間学領域のハイデッガー自身が、客観的な正当性と妥当性をもって、根本的包括的に原理的に、「今日まさにこのマールブルクでは、無理やり模造された敬虔さと結びついて、弁証法の見せかけがとくに肥大している』が、それよりは『むしろ無神論という安っぽい非難を受け入れた方がよい』、『いわゆる〔人間の自由な自己意識・理性・思惟の類的機能を駆使して対象化され客体化された人間的な自然（観念的生産物）としての存在者、彼自身の意味世界・物語世界・神話世界としての〕存在者レベルでの神への信仰は、結局のところ〔キリストにあっての神としての〕神を見失うことではなかろうか』」（木田元『ハイデッガーの思想』）と批判している。このような訳で、ここでもまた、それが平和主義者のそれであれ、道徳学者や倫理学者のそれであれ、法律家や政治家のそれであれ、大学知識人のそれであれ、メディア的知識人のそれであれ、そのような誰々のそれであれ、様々な知識人の知識、知識的集団の知識、メディア的知識や情報を、「そのまま鵜呑みにしたり模倣したりしない方がよい」ことを知るのである（『自立の思想的拠点』「状況とは何かIV」）。

次のような事例でもまた、そういうことを知るのである——国連も、その最初から戦争の元凶である民族国家を前提したところの組織であるし、それ故に自国の利害を第一義的に最優先する拒否権を持つ五大国一致の原則の国連安保理も、平和への道程のそれとしては、全く役立たずな国際的組織である。また、それら民族国家の政策やその政策を「あらゆるこじつけを駆使して合理化」する知識人、知識的集団、メディアや「それを知的に模倣し、行動では国家以上に国家を推進して行く」大衆により形

成されて行く国際世論も公正なものとは言えない。ヒトラーの率いたナチス・ドイツ国家（具体的には、ナチス政府・ヒトラー政権）は敗戦国であり非正義であり戦争犯罪的であり非人道的であったとして、戦後過程においてもホロコースト（「ナチスによるユダヤ人大虐殺」）の犠牲者数は約600万人とされており今もナチ狩り（糾弾）は続いているにも拘らず、アメリカ国家（具体的には、その政府・政権）との戦争を意思し決定した主体では全くなかった、換言すれば民族国家としての天皇制国家の支配上層では全くなかった、広島や長崎の大多数の被支配としての一般大衆、一般市民、一般国民の〈生活圏〉に対して、人体実験とも言える原爆を投下し推計21万人以上の死者数（2019年8月時点で被爆の後遺症で亡くなった人の数は50万1787人）、負傷者数15万人以上、被災家屋9万戸以上を出した、これも人類史上で最悪とも言える戦争犯罪的で非人道的な蛮行を行ったアメリカ国家（具体的には、その政府・政権）に対しては、戦後過程においてどうして糾弾されなかったのかは全く不思議なことである。おそらくは文明史的観点から人類史における頂点とされた西欧近代における中心であったアメリカ国家（具体的には、アメリカ政府・政権）が戦勝国であって、国家間の戦いである戦争においては人を何人・どれだけ殺そうとも殺人とはならず、自国の利害を第一義的に最優先する民族国家（具体的には、その政府・政権）を守るための不可避的な正義の行為とされたからに違いない。現在、その最初から自国の利害を第一義的に最優先する民族国家（具体的には、その政府・政権）を前提とした「平和」の概念は、例えば西方のアメリカ国家（具体的には、その政府・政権）を中心とした西欧諸国（具体的には、その政府・政権）、NATO（軍事同盟の北大西洋条約機構）加盟国の「軍事力〔戦争力〕」と東方のロシア国家（具体的には、その政府・政権）あるいはそれに類する中国等国家等の諸国（具体的には、その政府・政権）の「軍事力〔戦争力〕」の均衡によって保たれているそれではない。したがって、常に戦争の可能性がある。したがってまた、ウクライナ国家（具体的には、ウクライナ政府・ゼレンスキー政権）がではなく、現在ウクライナの大多数の被支配としての一般大衆、一般市民、一般国民が悲惨な惨状のただ中に置かれることになった泥沼化したウクライナ戦争は、次のように総括することができる——先ず以て、この戦争は、アメリカ国家（具体的には、アメリカ政府・バイデン政権）を中心とした西欧諸国（具体的な、その政府・政権）、NATO加盟国およびその煽りに乗ったウクライナ国家（具体的には、ウクライナ政府・ゼレンスキー政権）とロシア国家（具体的には、ロシア政府・プーチン政権）との国家間の戦いのそれである。そしてこの戦争の犠牲者は、ウクライナ国家（具体的には、ウクライナ政府・ゼレンスキー政権）では全くなくて、明らかに戦争への意思も持たずその決定過程にも参画していなかった・参画できなかった、ウクライナの大多数の被支配としての一般大衆、一般市民、一般国民である。この認識と自覚は重要である。ロシアがウクライナ国家のNATO加盟に警告を発した時、ウクライナ国家のゼレンスキー政権は、先ず以てウクライナの大多数の被支配としての一般大

衆、一般市民、一般国民の生と生活を守るための、またウクライナ民衆がこれまで築き上げ蓄積してきた国富を喪失させないための、換言すればロシアとの戦争を回避するための最善最良の方途を明確に提起することもできず・明確に提起することもせず、またロシアと戦争を始めるかあるいは戦争を回避するかについて、戦争が起これば不可避免的に必然的に犠牲者となるウクライナの大多数の被支配としての一般大衆、一般市民、一般国民に問うこともせず、ただウクライナ国家（具体的には、ウクライナ政府・ゼレンスキー政権）の主権を守るということを前面化して、換言すればアメリカ国家（具体的には、アメリカ政府・バイデン政権）を中心とした西欧諸国（具体的な、その政府・政権）、NATO寄りの政策をとることを前面化して、わざわざロシアによるウクライナ侵攻を起こさせてしまった。ロシアがウクライナ国家のNATO加盟に警告を発した時、先ず以てウクライナの大多数の被支配としての一般大衆、一般市民、一般国民の生と生活を守るために、またウクライナ民衆がこれまで築き上げ蓄積してきた国富を喪失させないために、ロシアとの戦争を回避するための最善最良の方途は、スイスのような自由（が保障された）、直接民主制（が保障された）、武装永世中立という緩衝国的な国家形態を国際社会に向かって宣言するという点にあったにも拘わらずである。アメリカ国家を中心とした西欧諸国、NATOの支持の下で、その煽りに乗ったウクライナ国家のゼレンスキー政権は、わざわざ具体的にはゼレンスキー政権としてのウクライナ国家の主権を守るということを繰り返すばかりであったから、ロシア軍のウクライナ侵攻は起こったのである、ロシアとの戦争を継続しているのである。ソ連国家のゴルバチョフ政権とアメリカ国家のレーガン政権が、「1980年代後半、〔世界の破滅につながる〕『核戦争に勝者はない』との認識で合意し、〔米ソ両国首脳が〕初の核軍縮と冷戦終結に導いた」が、しかし、この「合意」をアメリカ国家を中心とした西欧諸国家は、NATOの「東方＜拡大＞」政策（「冷戦終結時に16カ国だった〔民族国家としての〕NATO加盟国は、現在は30カ国まで拡大している）によって反故にしてきた。冷戦後の一国支配としての「『米国の覇権』を支えたのがNATOの東方＜拡大＞」政策だった。「『お互いに敵とみなさない』との東西和解の合意にもかかわらず、アメリカ〔国家〕『クリントン政権はNATO＜拡大＞に舵をきった』」。その結果が、アメリカ国家を中心とした西欧諸国家が仕掛けた、そしてそれに煽られ乗ったウクライナ国家（具体的には、政府・ゼレンスキー政権）とロシア国家（具体的には、ロシア政府・プーチン政権）によるウクライナ戦争の勃発である。アメリカ国家を中心とした西欧諸国家、NATO寄りのウクライナ国家のゼレンスキー政権は、国際社会に向かって、一方に偏向した片手落ちの発言の仕方で、かつてのナチス・ドイツ国家や日本・天皇制国家の蛮行を訴えたが、アメリカ国家の実際的に人体実験のように行った蛮行（第二次世界大戦下での広島や長崎への原爆投下、ベトナム戦争下での化学兵器である枯葉剤の使用、イラク戦争でのイラク民衆生活圏への劣化ウラン弾の投下）については訴えはしなかった。したがって、ここでも、われわれは、国家を

第一義・価値とする国家主義としての、アメリカ国家を中心とした欧米主義による欧米諸国（具体的には、その政府・政権）に対しても、ロシア国家（具体的には、ロシア政府・プーチン政権）に対しても、中国国家（具体的には、ロシア政府・習政権）に対しても、日本国家（具体的には、日本政府・岸田政権）に対して、日本国家のすべての野党に対しても、またその民族国家の政策やその政策を「あらゆるこじつけを駆使して合理化」する知識人、知識的集団、メディアや「それを知的に模倣し、行動では国家以上に国家を推進して行く」大衆により形成されて行く国際世論に対しても、様々な国家形態に対しても、常に、対象的になって距離を取っていなければならないのである。